

第15回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月21日（火）午前10時

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について

(2) 議案第1号 大田原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について

(3) 議案第2号 農用地利用集積計画について

(4) 議案第3号 大田原農業振興地域整備計画の変更について

(5) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について

(6) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

(7) 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

(8) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

(9) 議案第8号 非農地証明願について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之

2番 笹沼 保治

3番 秋本 則夫

4番 瀧田 歌子

5番 佐藤 孝

6番 唐橋 洋子

7番 助川 悦夫

8番 阿見 芳

9番 高瀬 隆至

10番 郡司 裕一

11番 屋代 幸子

12番 森 隆道

13番 荒井 一夫

14番 越沼 良

15番 鈴木 賢一

16番 相馬 和恵

17番 木村 光一

6 欠席委員 なし

7 本会に出席した職員

(1) 農業委員会事務局長 宇津野 豊

(2) 総括主幹兼農業振興係長 伊 藤 甲 文

(3) 総括主幹兼農地調整係長 菊 池 貞 浩

(4) 農地調整係主査 松 本 武 久

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥

(6) 農政課農政係主査 佐 藤 淳 也

(7) 農政課農政係主査 渡 辺 智 志

(8) 農政課農政係主査 菊 池 琴 乃

(9) 農政課農政係主事 小 林 康 希

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前9時52分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（宇津野 豊） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

ただ今の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、11番屋代委員、12番森委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。報告件数は3件です。事務局から説明を願います。

事務局（菊池 貞浩） <総会資料説明 3～5 ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「大田原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（小林 康希） 私から、「農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見」を説明申し上げます。左上に議案第1号とある書類をご覧ください。説明につきましては、概要版を基に説明させていただきます。

まず、1の体系についてですが、理想的な農業経営を育成するための農用地の集積や経営管理の合理化などの総合的な措置を講じている法律である農業経営基盤強化促進法という法律があり、この法律で本委員会総会でお諮りしている認定農業者や公社が行っている貸借事業である利用権設定促進事業等が定められています。

また、法律の下に各都道府県が基本方針という計画を定めており、その基本方針に即して各市町がさらに地域の実情に応じて定めているのが基本構想となっております。

続いて、2見直しの背景・プロセスについてですが、見直しの理由といたしましては、栃木県の基本方針が令和3年3月に見直されたためとなっております。そのため、変更点も基本的に県の変更点を踏まえたものとなっております。見直しのプロセスといたしましては、農業委員の皆様や大田原市農業振興協議会委員皆様等に意見照会を行わせていただきました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。皆様よりいただいた意見をもとに農政課作成案を修正し、県と調整させていただいたものが、今回お配りした基本構想となっております。8月上旬に栃木県の事前了承をいただいております。今後は農業委員会、那須野農業協同組合その両名の同意書を付して10月末までに県に提出いたします。その後11月中に知事の同意をいただき、その後、市において公告する予定となっております。

続いて、3基本構想の概要ですが、本構想は6章からなっており、1章においては市の農業の現状や認定農業者の基準、2章においては認定農業者のモデルケース、3章においては新規就農者のモデルケース、4章においては農地の集積・集約化に関する目標、5章においては本構想に基づき実施する各事業内容について記載しております。6章はその他となっております。

最後に4の主な変更点についてですが、1点目は、農業公社が行っていた農地利用円滑化事業が廃止されたことにより、同事業を削除しました。次に2点目が人・農地プランの関係となっております。今回人・農地プランが実質化したことに伴い、文言を修正しております。3点目が女性農業者の確保です。女性のロールモデルの発信などを盛り込んでいます。最後に広域で営農する農業者の確保です。地域の担い手不足解消のため、集落営農の合併や広域で営農する担い手の受入れなどを追記しています。以上が説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑等がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 6~7ページ>
利用権設定等促進事業 計 7件
農地中間管理機構特例事業 計 1件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑等がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第3号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (佐藤 淳也) <総会資料別冊に基づいて説明>
農用地区域からの除外 計3件 2,048.66㎡

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員 (森 隆道) 去る9月16日、事務局とともに現地調査班第4班が現地調査を行いました。代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

番号1ですが、現在は耕作しています。東側の土地と一体に開発する予定と伺っております。北側を申請者宅、東側は道路挟んで河川、南側はアパートとして開発されており、農地は西側を接するのみとなります。西側農地に与える影響は限定的と判断し、問題はないと思われま

す。番号2ですが、現在は耕作しています。北側と東側の一部を除き宅地化されています。集落内の農地で周辺農地に与える影響も限定的と判断し、問題はないと思われま

す。番号3ですが、現在は耕作しています。南側のみ道路を挟み宅地と接しています。分家住宅ということで、周辺農地に与える影響も限定的とみてきました。問題はないと思われま

す。以上ご報告いたします。
議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。本件は議事参与に該当する案件がありますことから、17番木村委員は退室願います。

<木村委員 退室>

議長 (荒井 一夫) それでは、事務局から説明を願います。

事務局 (渡辺 智志) <総会資料別冊に基づいて説明>

認定農業者新規申請 19件

再認定・計画変更 59件

未更新等 28件

認定農業者予定数 856件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは他に質疑がないようですので採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり承認することといたします。

議案審議終了により17番木村委員の入室を認めます。

<木村委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 次に議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は9件です。事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 8~9 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員 (森 隆道) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請9件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 10 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員 (森 隆道) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現在は耕作しています。現地は、道路より低く、かさ上げをし、農地に復元するということですので、耕作がよりしやすくなると思います。許可することに何ら問題はないと思われます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 11～15 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員 (森 隆道) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は適正に管理されております。資材倉庫の設置ということですが、もともとL字型の農地で耕作への影響も少ないと判断

しました。許可することに問題無いと思われます。

番号2番ですが、現地は適正に管理されております。分家住宅としての申請で、隣接する農地は西側だけですので、影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思います。

番号3ですが、現地は適正に管理されております。分家住宅として必要最低限の申請で、残される農地への影響も限定的だと思われます。許可することに問題はないと思われます。

番号4番です。前議案の隣接地で、現地は適正に管理されております。前議案の農地改良に必要な進入路として利用し、農地改良後は、農地に戻すようなので、影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思います。

番号5ですが、現地は適正に管理されております。申請地は、国道461号線から200m程度入ったところで、東西を宅地等にはさまれ、若草中学校や大田原女子高等学校にも近いことから、宅地化されることに不自然な点はないと思われます。許可することに問題はないと思われます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番から4番は原案のとおり許可することとし、また、5番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号については、申請番号1番から4番は原案のとおり許可することといたします。また、5番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。

次に議案第8号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料説明 16～17 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員 (森 隆道) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は、前議案の番号2の申請地の東に位置し、農機具店の敷地となっており、農地として利用した形跡も見られない状態であり、証明することに支障は無いと見てまいりました。

番号2の申請地は、前議案番号3申請地の北に隣接し、住宅の一部となっています。平成5年のころに住宅を建築したときから宅地として利用しているようです。証明することに支障は無いと思われます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は原案のとおり証明することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。農業委員、推進委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから他にないようなので、以上で第15回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前10時41分 閉会